

平成30年12月13日

平成30年第3回神奈川県議会定例会

文教常任委員会資料

(平成30年12月10日付託分)

教育委員会

目 次

I	神奈川県文化財保護条例の一部を改正する条例の概要-----	1
II	横浜北部方面特別支援学校（仮称）校舎棟新築工事・体育館改修工事 （建築－第1工区）請負契約変更の内容-----	2
III	横浜北部方面特別支援学校（仮称）校舎棟新築工事・体育館改修工事 （建築－第2工区）請負契約変更の内容-----	3
IV	平成30年度12月補正予算（案）の概要【教育委員会関係】-----	4
V	平成30年度一般会計12月補正予算給与費明細について【教育委員会関係】-----	5
VI	学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要-----	6

I 神奈川県文化財保護条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

文化財保護法の一部改正等を踏まえ、県指定重要文化財の損壊等に係る罰則の見直しを行うなど、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 罰金の引き上げ等に伴う改正

県指定重要文化財の損壊等に係る罰金を、「5万円以下」から「30万円以下」に引き上げるとともに、行為者が所有者の場合には、「15万円以下の罰金又は科料に処する」規定を新たに設ける。また、無許可の現状変更等に係る罰金を「3万円以下」から「15万円以下」に引き上げる。（第38条～第39条の2関係）

(2) その他所要の規定の整備を行う。（第4条第1項、第2項、第6条第2項、第3項、第13条第1項、第38条～第39条の2関係）

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

平成31年4月1日

(2) 経過措置

施行前にした行為に対する罰則については、改正前の規定を適用する。

【議案（条例その他 その5）11頁 定県第117号議案】

Ⅱ 横浜北部方面特別支援学校（仮称）校舎棟新築工事・体育館改修工事
（建築一第1工区）請負契約変更の内容

- 1 工事名称 横浜北部方面特別支援学校（仮称）校舎棟新築工事・体育館改修工事（建築一第1工区）
- 2 工事場所 横浜市青葉区みたけ台26-18
- 3 請負契約者名 山王・協同特定建設工事共同企業体
代表者 山王建設株式会社
代表取締役 高 橋 学
- 4 変更の理由 公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置（※）により、新労務単価に基づく請負代金額に変更するため、工事請負契約を変更する。

※ 特例措置とは、技能労働者の適切な賃金水準の確保を図るため、受注者からの請求により、改定後の「公共工事設計労務単価」に基づく請負代金額に変更できるもの。
- 5 変更の内容 請負契約金額
（変更前）14億9,997万1,964円
（変更後）15億1,991万3,160円

【議案（条例その他 その5）12頁 定県第118号議案】

Ⅲ 横浜北部方面特別支援学校（仮称）校舎棟新築工事・体育館改修工事
（建築一第2工区）請負契約変更の内容

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 称 | 横浜北部方面特別支援学校（仮称）校舎棟新築工事・体育館改修工事（建築一第2工区） |
| 2 | 工 事 場 所 | 横浜市青葉区みたけ台26-18 |
| 3 | 請負契約者名 | アイグス・相陽特定建設工事共同企業体
代表者 アイグステック株式会社
代表取締役 塩 谷 政 志 |
| 4 | 変 更 の 理 由 | 公共工事設計労務単価の改定に伴う特例措置（※）により、新労務単価に基づく請負代金額に変更するため、工事請負契約を変更する。

※ 特例措置とは、技能労働者の適切な賃金水準の確保を図るため、受注者からの請求により、改定後の「公共工事設計労務単価」に基づく請負代金額に変更できるもの。 |
| 5 | 変 更 の 内 容 | 請負契約金額
（変更前）11億3,805万4,503円
（変更後）11億5,147万8,720円 |

【予算に関する説明書（その3）12,13頁】

IV 平成30年度12月補正予算（案）の概要【教育委員会関係】

1 補正予算の内容
総括表

（単位 千円）

科目	内 訳	平成30年度			平成29年度	対前年度比較	
		9月現計 予算額	12月補正 予算額	12月現計 予算額 A	12月現計 予算額 B	A-B	A/B
(款) 教育費		334,651,256	1,163,505	335,814,761	325,879,397	9,935,364	103.0%
	(項) 教育総務費	21,071,775	30,416	21,102,191	20,589,900	512,291	102.5%
	(項) 小学校費	80,926,150	380,881	81,307,031	82,379,160	△ 1,072,129	98.7%
	(項) 中学校費	51,372,047	226,330	51,598,377	51,468,653	129,724	100.3%
	(項) 高等学校費	133,593,320	385,653	133,978,973	128,952,030	5,026,943	103.9%
	(項) 特別支援学校費	41,421,727	140,225	41,561,952	37,667,853	3,894,099	110.3%
	(項) 社会教育費	2,828,241	—	2,828,241	2,929,209	△ 100,968	96.6%
	(項) 保健体育費	3,437,996	—	3,437,996	1,892,592	1,545,404	181.7%
	教育費計	334,651,256	1,163,505	335,814,761	325,879,397	9,935,364	103.0%
	合計	334,651,256	1,163,505	335,814,761	325,879,397	9,935,364	103.0%

2 補正事業の概要

(1) 給与改定に伴う経費

1,163,505千円

ア 内 容

「学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」などに基づき、給料及び勤勉手当等の改定を行う。

イ 予算額 1,163,505千円

V 平成30年度一般会計12月補正予算給与費明細について【教育委員会関係】

(教育職員)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考																												
給 料	千円 247,811	給与改定に伴う増加分	千円 247,811		給与改定の実施時期 平成30年4月1日 給料の改定率 0.12%																												
職員手当	793,299	制度改正に伴う増加分	649,018	地域手当 74,492千円	地域手当 支給率 11.94% (改定前11.9%)																												
				勤勉手当 574,526千円	勤勉手当 支給率(月分) 管理職手当1種～3種の職員以外の者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>6 月</th> <th>12 月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改定後</td> <td>0.90</td> <td>0.95</td> <td>1.85</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td>0.90</td> <td>0.90</td> <td>1.80</td> </tr> <tr> <td>比 較</td> <td>0</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table> 管理職手当1種～3種の職員 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>6 月</th> <th>12 月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改定後</td> <td>1.10</td> <td>1.15</td> <td>2.25</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td>1.10</td> <td>1.10</td> <td>2.20</td> </tr> <tr> <td>比 較</td> <td>0</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	6 月	12 月	計	改定後	0.90	0.95	1.85	改定前	0.90	0.90	1.80	比 較	0	0.05	0.05	区 分	6 月	12 月	計	改定後	1.10	1.15	2.25	改定前	1.10	1.10	2.20
区 分	6 月	12 月	計																														
改定後	0.90	0.95	1.85																														
改定前	0.90	0.90	1.80																														
比 較	0	0.05	0.05																														
区 分	6 月	12 月	計																														
改定後	1.10	1.15	2.25																														
改定前	1.10	1.10	2.20																														
比 較	0	0.05	0.05																														
		その他の増加分	144,281	期末・勤勉手当の増分 82,296千円 その他の増分 61,985千円																													

VI 学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

平成30年10月17日の人事委員会勧告等を勘案して、給料表の改定を行うなど、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 学校職員の給与等に関する条例の一部改正

ア 平成30年度の改定 (公布の日施行)

(ア) 給料月額 (平成30年4月1日適用)

人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。(別表第1～別表第5関係)

(イ) 勤勉手当の支給割合 (平成30年12月1日適用)

平成30年12月期の支給割合を次のとおりとする。(第20条第2項関係)

職員の区分		改正	現行
再任用職員以外の職員	一般の職員	95/100	90/100
	特定幹部職員	115/100	110/100
再任用職員	一般の職員	47.5/100	42.5/100
	特定幹部職員	57.5/100	52.5/100

(ウ) その他規定の整備 (別表第1、別表第5関係)

(平成31年1月1日施行)

イ 平成31年度の改定

(平成31年4月1日施行)

(ア) 期末手当の支給割合の配分の見直し

平成31年度以降の支給割合を次のとおりとする。(第19条第2項、第3項関係)

区分			改正	現行
再任用職員以外の職員	一般の職員	6月期	130/100	122.5/100
		12月期	130/100	137.5/100
	特定幹部職員	6月期	110/100	102.5/100
		12月期	110/100	117.5/100
再任用職員	一般の職員	6月期	72.5/100	65/100
		12月期	72.5/100	80/100

	特定幹部職員	6 月期	62.5/100	55/100
		12 月期	62.5/100	70/100

(イ) 勤勉手当の支給割合

平成 31 年度以降に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。(第 20 条第 2 項関係)

職員の区分		改 正	平成 30 年度の改正
再任用職員	一般の職員	92.5/100	95/100
以外の職員	特定幹部職員	112.5/100	115/100
再任用職員	一般の職員	45/100	47.5/100
	特定幹部職員	55/100	57.5/100

(ウ) 給与減額の場合の計算方法

給与の減額をする場合の計算方法を次のとおりとする。(第 9 条の 3 関係)

	計算方法
改 正	$\frac{(\text{給料月額} + \text{地域手当}) \times 12}{1 \text{ 週間当たりの勤務時間} \times 52 \text{ 週} - \text{休日分相当時間}}$
現 行	$\frac{(\text{給料月額} + \text{地域手当}) \times 12}{1 \text{ 週間当たりの勤務時間} \times 52 \text{ 週}}$

(エ) 教育職給料表 2 級の適用を受ける再任用職員の給料月額

教育職給料表 2 級の適用を受ける再任用職員の給料月額を 3,200 円引き上げ、274,300 円とする。(別表第 1 関係)

(オ) その他規定の整備(別表第 1 関係)

(2) 学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正

(公布の日施行)

(平成 30 年 4 月 1 日適用)

平成 30 年度の地域手当の支給率を次のとおりとする。(平成 17 年改正条例附則第 14 条関係)

改 正	現 行
11.94/100	11.9/100

3 施行期日等

改正の内容	施行期日等
2 (1) ア (ア) 及び (イ)並びに 2 (2)	公布の日施行。ただし、2 (1)ア(ア)及び2 (2)については平成30年4月1日から、2 (1)ア(イ)については平成30年12月1日からそれぞれ適用する。
2 (1)ア(ウ)	平成31年1月1日施行
2 (1)イ	平成31年4月1日施行